合意書

徳島健生病院（以下、甲という）と保険薬局名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下、乙という）は、乙の保険薬局における甲の院外処方箋に係わる薬剤師法第24条の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者の不利益を被らないように、十分な説明の上、合意を得てから行うものとする。

【　記　】

1. 院外処方せんにおける疑義照会の運用について

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。（詳細については徳島健生病院「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」参照）

* 1. 成分が同一の銘柄変更
  2. 剤形の変更
  3. 規格が複数ある医薬品の規格変更
  4. 軟膏や湿布薬での用量規格の変更
  5. 一包化、半割、粉砕、混合
  6. 残薬調整のための投与日数の短縮
  7. 外用剤の用法追記
  8. 処方日数の適正化
  9. 薬事承認されている「用法」以外の処方
  10. 明らかな用法間違いの変更、追記

1. 開始時期について

開始時期：令和　　　　年　　　　月　　　　日

1. 合意の解除、内容変更について

合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする

令和　　　　年　　　　月　　　　日

名称（甲）　　　　　徳島健康生活協同組合　徳島健生病院

住所　　　　　　　　徳島県徳島市下助任町4丁目9

代表者氏名　　　 病院長　　　　佐々木　清美　　　　　　　　　　　 印

名称（乙）

住所

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印